

卓 話

平成 21 年 2 月 3 日

公益法人税制の改正について

渡辺成洋会員



公益法人に係る税制改正の概要

◆国税

	項目	現行	公益法人・財団法人		一般社団・財団法人	
			公益社団・財団法人	一般社団・財団法人	非営利型法人 (※1)	その他の法人
法人税	課税範囲	各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について課税	各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について課税	各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について課税	各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について課税	各事業年度の所得に課税
	公益目的事業の扱い	—	認定法上の公益目的事業から生じた収益は税法上の収益事業から除外し、非課税 (※2)	—	—	—
	みなし寄付金	損金算入	損金算入	—	—	—
	寄附金の損金算入限度額	所得の金額の20%	次のいずれか多い金額①所得の金額の50%②みなし寄附金のうち、公益目的事業に充当し、又は充当することが確実であると認められるもの	—	—	所得の金額の2.5%
	利率	22%	30% (年800万円以下の部分は22%)	—	—	30% (年800万円以下の部分は22%)
所得税	利子等に係る源泉所得課税等	非課税	非課税	—	—	課税
登録免許税	①法人の設立登記等に係る登録免許税 ②学校の校舎等の取得に係る登録免許税	非課税	非課税	—	—	課税

◆地方税

○公益社団・財団法人の、現行の公益法人が不動産取得税、固定資産税、都市計画税の非課税対象となっている施設(幼稚園、博物館等)について措置を継続。(新たに、伝統芸能の公開に係る施設につき、2分の1の減額)

◆寄附税制

(国税)

- 公益社団・財団法人を寄附金優遇の対象となる「特定公益増進法人」(※3)とする。
- 法人税における特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額を拡充する。
- 公益社団・財団法人及び非営利性が徹底された一般社団・財団法人を現物寄附に係る所得税の非課税措置の対象とする。
- 公益社団・財団法人を相続財産の寄附に係る相続税の非課税措置の対象とする。

(地方税)

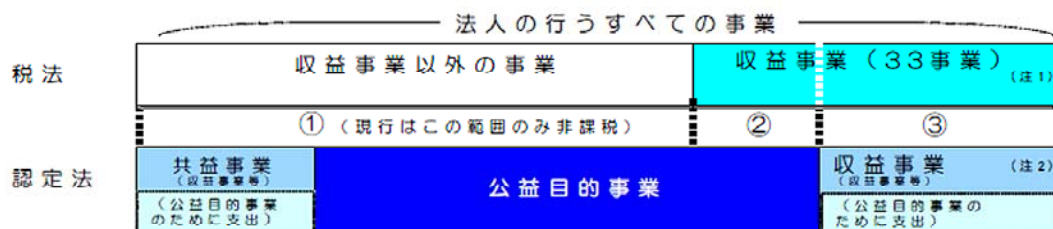
- 個人住民税における寄附金の優遇措置を拡充する。
 - ・対象寄附金に、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金（公益社団・財団法人に対する寄附金等）を追加
 - ・適用下限額を 10 万円から 5,000 円に引き下げ 等

※1 非営利型法人：一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）のうち、次に掲げるもの

- (1) その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であってその事業を運営するための組織が適正であるもの
- (2) その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であってその事業を運営するための組織が適正であるもの

※2 公益認定法上の公益目的事業の取扱い

- ① 税法上の収益事業以外の事業から生じた所得については、非課税とする。（収益事業についてのみ課税）
- ② 認定法上の公益目的事業から生じた収益は、税法上の収益事業から生じた収益から除外し、非課税とする。
- ③ 税法上の収益事業に属する資産のうちから、公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、非課税とする。（注 2 の部分のみ課税）



注 1) 収益事業の範囲について、労働者派遣業等の変更がなされる。

注 2) 税率は 30%（年 800 万円以下の所得については 22%）。

※3 特定公益増進法人

教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして指定された法人。特定公益増進法人に対する法人の寄附金のうち一定の額は、一般の寄附金とは別枠で損金に算入される。特定公益増進法人に対する個人の寄附金についても所得控除の対象となる。（平成 20 年 4 月 1 日現在、栃木県知事所管で 4 法人、栃木県教育委員会所管で 2 法人が特定公益増進法人の認定を受けている。）

○普通法人が特定公益増進法人に寄附を行った場合の損金算入限度額

現行：(所得金額の 2.5% + 資本金の額の 0.25%) × 1/2

税制改正後：(所得金額の 5.0% + 資本金の額の 0.25%) × 1/2